

## 私立学校法改正 Q &amp; A (神奈川県版)

この Q & A は、令和 6 年 2 月 14 日及び 15 日に開催の私立学校法改正説明会に向けて事前にお寄せいただいた質問とその回答について、神奈川県所轄法人向けにまとめたものです。

## 【全般的事項】

問 1 新寄附行為変更認可申請までの日程を知りたい。臨時の理事会を開催する必要があるかを確認したい。また、変更認可申請に必要な書類を教えてください。

- 評議員会の意見を聴いて、理事会の議決を得て、令和 6 《2024》年 4 月以降、令和 7 《2025》年 2 月末までには、申請してください。  
必要に応じ申請書類の補正のうえ、県で認可します。

- 提出書類（正副 2 部）
  - ・ 寄附行為変更認可申請書（かがみ）（押印不要）
  - ・ 変更後の寄附行為全文
  - ・ 変更する理由書
  - ・ 変更前の寄附行為全文（又は変更条項の新旧対照表）
  - ・ 評議員会・理事会の議事録の写し（原本証明不要）

## ※申請書様式

「私立学校関係事務の手引き」72ページ  
（留意事項 73ページ）

問 2 知事所轄学校法人の寄附行為作成例のデータを配付していただきたい。

- 一般的な作成例は、本説明会資料として、私学振興課ホームページに Word 形式で掲載しました。
- 譲渡所得非課税措置を受ける場合の作成例について、文部科学省から示された後、神奈川県としての作成例を私学振興課ホームページに Word 形式で掲載し、電子メールでお知らせします。（今のところ時期は未定です。）

## 【役員関係】

問3 理事、評議員の人数、役割等がどう変わるのか教えてください。幼稚園のみ設置の小規模の学校法人は、理事、評議員の成り手がいません。いつから変更しなくてはいけませんか。

- 学校法人の規模、設置する学校の校種等にかかわらず、法改正後、評議員は理事の人数（最低5名：現行から変わらず）＋1名以上（現行は理事の人数の2倍＋1名）置かなければなりません。
- 例えば、現在、理事が7名、評議員が15名の場合、法改正後、理事を7名のままとすると、評議員は8名以上置かなければなりません。
- また、現在の役員の任期は、附則で伸長すれば、令和7《2025》年4月以降最初の定時評議員会までとなるため、その頃開催される理事選任機関で選任してください。

問4 令和7《2025》年3月末までの任期の校長理事以外の役員は新寄附行為の附則で任期を延長できるようですが、校長理事について、令和7《2025》年4月から新校長に変更する場合の対応方法について教えてほしい。

- 令和7《2025》年3月末までに、令和7《2025》年4月以降の校長を理事会で選任することは可能です。
- 令和7《2025》年4月以降に、評議員会の意見を聴いたうえで、理事選任機関において、新校長を理事として選任することが考えられます。